

【諮問（個人）第207号】

6川情個第37号
令和7年1月14日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和5年3月3日付け4川総コ第128号、同日付4川総コ第129号及び同日付4川総コ第130号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行なった審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分のうち、別表2記載番号2、4及び5、並びに、別表3及び4記載の情報に係る部分については、処分を取り消し、これらを開示すべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年10月13日付けで、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号（川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）による廃止前のもの）。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、審査請求人に関して実施機関が保有する個人情報（ケース記録等）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る情報として、相談票、ケース記録、会議資料と特定し、その一部については、条例第17条第1号、同条第3号及び同条第6号に該当することを理由として、令和3年12月9日付けで、一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年2月22日付け審査請求書で、本件処分取消しを求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第207号事件。以下「本件審査請求」という。）。
- (4) 本件審査請求は、条例第33条第1項の規定に基づいて行われたものである。当審査会は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の条例に基づき審査を行うものである。

3 審査請求人の主張要旨

令和4年2月22日付け審査請求書、令和4年5月10日付け反論書、令和4年7月14日付け再反論書、令和4年9月28日付け再々反論書、令和5年1月18日実施の審査庁による口頭意見陳述、令和5年11月30日付け意見書、令和6年1月16日実施の当審査会による口頭意見陳述及び令和6年4月30日付け意見書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分の取消しを求める。条例第17条柱書には、「実施機関は、前条第1項及び第4項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」との定めがあるが、本件処分は各号該当性の判断を誤った点で違法不当な処分となっている。
- (2) 条例第17条第1号該当箇所について

実施機関は、個人の評価や指導・相談等に関する情報で、障害支援に関する所見が記載されており、開示することにより今後の高齢・障害課の指導・相談等に

影響が生じるおそれがあるために、開示することができない旨主張するが、抽象的な記載しかなされておらず、開示拒否の理由として不当である。

審査請求人が自己に対する評価を知ることは本人の権利利益の保護に資するところがあり、これを拒否するには相応の理由が必要である。また、審査請求人は既に川崎市から転居しており、現在進行形で支援業務（事務）が継続しているわけではないのであるから、「事務の目的達成が著しく困難」となることはありえない。

仮に、支援業務が現在進行形で進行しているとしても、支援を受けている者本人が評価診断等情報を知ること、かえって支援が充実したものになる可能性があるという視点を欠いてはならない。したがって、本人に評価診断等情報を知らせることをおよそ「事務の目的達成を著しく困難にする」との方向で考慮するかのような実施機関の主張は不当である。

また、アカウンタビリティの観点や児童福祉の観点からも相談援助が適切に行われたかは、情報開示により検証される必要がある。

（３）条例第１７条第３号該当箇所について

実施機関は、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるために、開示することができない旨主張するが、おそれについて具体的な指摘がない。これでは恣意的な判断がなされている可能性を排除できないから、理由付記の方法として相当ではないし、そもそも判断を誤った可能性を排除できない。

また、理由付記の点についていえば、「請求者以外の個人の情報であり、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるために、開示することができません」との記載は条例の条文上は権利侵害が要件となっているかのような誤解を招く表現である。審査請求人が開示拒否を受けた理由を正確に知ることができなかったのは事実であり、このような理由付記については違法であると評価されるべきである。

（４）条例第１７条第６号該当箇所について

実施機関は、高齢・障害課の業務の性質上、相談援助業務の手法に関わる内容であり、また、開示されることで関係機関の協力を得られなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、開示することができない旨主張するが、具体的にどのような支障があるか明らかになっておらず、「支障」や「おそれ」について裁量権を逸脱濫用した違法がある可能性を否定できない。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものである必要があり、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要である。

また、関係機関に関しては、入院先となった医療機関や教諭、専門能力スタッフなどが関わっていることは想定範囲内である。関係機関から適切に協力を得たことを示すことは、妥当なソーシャルワークが行われたことに関する説明責任を果たすものとする。

相談援助の手法やソーシャルワークの原理や倫理責任などは、国際ソーシャルワーク連盟などにより世界的に公開されている。手法を開示することは正当に相談支援が行われたということを示し、相談支援の質を保つのに必要であり、

一般的な文献等でも調べることができるものを開示したことで具体的にどのような支障が生じるのかというのは必ずしも明らかではない。内容によっては、一般的な手法だけでなく、具体的な手法についても開示可能な部分は開示されるべきである。

仮に条例第17条第6号に該当する情報が記録されていたとしても、当該情報は審査請求人にとって支援が効果的になされるために必要な情報であることから、「個人の権利利益を保護するために特に必要がある」といえるため、条例第19条に基づく裁量的開示を求める。

(5) 理由付記について

実施機関による理由付記はすべて「抽象的・定型的な文言」による理由付記であり、実質的にみて単に不開示の根拠規定のみを示したのと同じことであり、違法である。

最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決（以下「最高裁平成4年判決」という。）は、最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決を引用し、「一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」ということを指摘する。そして、最高裁平成4年判決は理由付記制度の趣旨について「非開示の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。」と判示する。

実施機関が行った理由付記は、すべて抽象的・定型的な文言での理由付記であり、その判断の慎重と公正妥当が全く担保されておらず、恣意的な面を抑制するものとなっていないと言わざるを得ない。抽象的・定型的な文言で不開示の理由を示されたことにより、審査請求人としては不服申立てにおいて実質的な主張をすることが困難となっている状況である。このような事実関係に鑑みれば、抽象的・定型的な文言での理由付記は「単に不開示の根拠規定」を示したのと同じであり、本件の理由付記は違法であるから、処分は取り消されるべきである。

理由付記の重要性からすれば、事後的にその理由を変更したり追加することは許されるべきではない。

4 実施機関の主張要旨

令和4年3月30日付け弁明書、令和4年6月7日付け再弁明書、令和4年8月22日付け再々弁明書、令和5年1月18日実施の審査庁による口頭意見陳述、令和5年11月27日実施の実施機関諮問事案説明及び令和6年3月4日付け追加説明書によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る情報に関する実施機関の業務について

審査請求人自身との相談と、審査請求人にかかわる支援機関等からの相談支援業務を行った。

(2) 本件処分に係る情報が記録されている公文書について

相談支援業務のために取得、作成した文書や支援機関等との会議資料が本件処分に係る情報が記録されている公文書である。

(3) 本件処分の根拠等について

ア 条例第17条第1号該当箇所について

(ア) 該当箇所は、電話や面接等の記録の一部であるが、実施機関担当職員が審査請求人とのやり取りを通して言動を観察し評価した内容に関する記載であり、条例第17条第1号の「開示請求に係る本人……の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報」（以下「評価診断等情報」という。）に該当する。

(イ) 条例第17条第1号が「開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」を不開示情報とする趣旨は、自己情報開示請求権の保障を原則としつつも、①客観的に本人等の不利益となる場合、②事務の目的達成を著しく困難にする場合、③第三者の権利利益を害する等のおそれがある場合に、本人の自己に対する評価等を知る権利利益の保護との比較考量の結果として、不開示を認めるものである。

したがって、本人の権利利益の保護に資するとの理由のみで、不開示が違法となることはない。

支援対象者が、記録の記載をもとに自己判断で修正したり、支援機関に対して取り繕ったりすれば、支援対象者（及び家族等）が希望する社会生活に向けた根本的な解決には至らず、相談支援関係は阻害され、ひいては相談支援の活用から乖離してしまう事から、支援対象者にとってむしろ不利益である。

また、相談支援業務における評価診断等情報を開示した場合、当該業務の具体的手法が明らかになるため、これを当事者が知れば自ら言動を修正することも可能になり、正確な評価診断等が困難になる。したがって、相談支援業務における評価診断等情報を開示することは②事務の目的達成を著しく困難にする場合に該当する。

相談支援業務における評価診断等情報のかかる性質に鑑みれば、全般的に不開示とすべきものであり、転居の事実によって、結論が異なることはない。仮に転居した場合には開示するとなると、将来的に開示となる可能性を考慮した対応、すなわち本人の感情や反応を考慮した記載や表現をせざるを得なくなり、相談援助機関の業務に支障が生じ、事務の目的達成が著しく困難となる。

支援対象者自身が転居等により「支援関係は終了した」と判断している場合であっても、同一世帯員の関係等により支援関係が継続している場合もあれば、将来的に本人又は家族について再開する可能性もあるため、実施機関としては「支援関係は終了した（再開の可能性もない）」と判断することはできない。

支援対象者本人に、どのような言動や背景に着目しているのか、その評

価や診断をいつ、どのように、どのような表現で伝えるかは、まさに相談援助業務の根幹であり、専門的かつ慎重な判断のもと行うべきである。仮に相談援助記録に記載された評価や診断等の内容がそのまま支援対象者本人に開示されることになれば、その性質上、必ずしも支援対象者本人の認識や意向と一致するものとは限らないため、本人からの無用な誤解や反発を恐れて、適正な評価や診断等を率直に記載することを差し控えたりする事態が生じ、結果、支援対象者に対する適切な援助が行えなくなるおそれがある。記録自体の開示という形で評価や診断等が伝わることは、相談支援業務の本質を損なうものであり、充実に資することはない。

アカウントビリティについては、相談援助業務というのは相互のやりとりの積み重ねであり、記録の開示という方法でのアカウントビリティを果たしていくということよりも、支援対象者とその世帯とのやり取りの中でお互いの信頼関係を築きあっていくのが本来の姿であると考ええる。

イ 条例第17条第3号該当箇所について

(ア) 当該箇所は、審査請求人との面談や、審査請求人の配偶者を含む家族からの相談や同席した会議等の資料、取得文書中の当該世帯及び関係者の個人に関する情報である。

したがって、「本人等以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(イ) 条例第17条第3号は、「本人等以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの」と「本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているが、前者は権利利益の侵害を要件としていない。

条例第17条第3号の該当箇所はいずれも前者の要件で不開示としており、権利利益侵害は要件ではなく、この点についての言及は不要である。

(ウ) 理由付記の記載について、個人識別情報と、個人識別情報ではないが第三者の権利利益を侵害する情報との区別が曖昧な表現であったことは認めるが、誤りであったとまではいえず、違法ではない。

ウ 条例第17条第6号該当箇所について

(ア) 当該箇所は、実施機関等支援機関からの相談内容やその対応と手法であり、それに関わる連絡調整が含まれている部分である。

(イ) 相談援助業務の具体的な手法が開示された場合に、事業の適正な遂行に支障が及ぶおそれについては、上記(3)ア(イ)に記載したとおりである。

また、相談支援業務は、様々な関係機関との連携が不可欠であるところ、関係機関との連携手法や具体的な連携内容が、当該関係機関の想定しない時期や方法で支援対象者に知られることになれば、関係機関は開示を前提

とした相談支援を行うことになるため、結果的に、関係機関からの協力を得られなくなるおそれがある。

エ 理由付記について

実施機関は、条例第17条各号の根拠規定の文言だけでなく、不開示の判断理由も付記している。

理由付記について、審査請求人から抽象的・定型的であるとの批判もされているが、具体的な摘示をした場合、不開示事由に該当する事実関係が明らかになり、結果的に不開示とすべき文書の内容を明らかにすることにもなりかねない。理由付記は、最高裁平成4年判決が示すとおり、「所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠と共に了知し得るもの」であれば足り、具体的な事実の摘示までは不要であるというべきである。

オ 承諾することのできない部分及び理由の追加又は変更

令和6年3月4日付け追加説明書により、実施機関が本件処分において提示した「承諾することのできない部分及び理由」の一部について、追加又は変更する。

5 審査会の判断

(1) 「承諾することが出来ない部分及び理由」の記載について

当審査会において、実施機関が本件処分時に提示した「承諾することが出来ない部分及び理由」欄と本件処分に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を見比べたところ、「承諾することが出来ない部分及び理由」欄の記載に誤記が散見された。

別表1記載の「承諾することが出来ない部分及び理由」欄の表記欄の記載は誤記であり、正しくは「正しい表記」欄記載のとおりであることを認めた上で、以下のとおり判断する。

(2) 条例第17条第1号該当性について

条例第17条第1号は、「開示請求に係る本人……の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」については、不開示とするものと定めている。

当審査会において、本件保有個人情報のうち、実施機関が本件処分において条例第17条第1号に該当するとした不開示部分を見分したところ、当該不開示部分には、別表2記載の情報を除き、審査請求人に係る評価等に関する情報が記載されていると認められた。

そして、別表2記載の情報を除く当該不開示部分は、仮に開示されることになれば、必ずしも援助対象者の認識や意向と一致するものとは限らないため、援助対象者からの無用な誤解や反発を恐れて、適正な評価や診断等を率直に記載することを差し控えるような事態が生じ、実施機関の相談援助業務に支障を生じるおそれが認められる。また、援助対象者が記録の記載をもとに言動を修正したり、取り繕ったりすれば、相談援助関係は阻害され、援助対象者にとって不利益な結果となることも考えられる。したがって、別表2記載の情報を除く当該不開示部

分は「開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」に当たり、条例第17条第1号に基づき、不開示とすることが妥当である。

他方、別表2の番号2、4及び5の情報については、条例第17条第1号に該当しないことから開示することが妥当であるが、後述のとおり、別表2記載の番号1及び6ないし9の情報は条例第17条第1号には該当しないが同条第6号に該当し、番号3の情報も同条第1号には該当しないが同条第3号に該当し、かつ、同号アからエまでに該当しないため、不開示が妥当である。

(3) 条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの……」については、不開示とするものと定めている。

当審査会において、本件保有個人情報のうち、実施機関が本件処分において条例第17条第3号に該当するとした不開示部分及び実施機関が追加説明書により同号に該当するとした別表2記載の番号3の情報を見分したところ、当該部分には審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められた。

そして、以上の情報のうち別表3記載の情報については、実施機関の職務遂行に係る情報であるから、条例第17条第3号ウに該当し、開示すべきであるが、その他の情報は、同号アからエまでに該当する情報が記載されているとは認められないため、不開示とすることが妥当である。

(4) 条例第17条第6号柱書該当性について

条例第17条第6号柱書は、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、開示することにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、不開示とするものと定めている。

当審査会において、本件保有個人情報のうち、実施機関が本件処分において条例第17条第6号に該当するとした不開示部分及び実施機関が追加説明書により同号に該当するとした別表2記載の番号1及び6ないし9の情報を見分したところ、当該部分には、別表4記載の情報を除き、関係機関からの相談内容やその対応と手法、それに関わる連絡調整に関する情報が記載されていると認められた。

次に、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて検討すると、関係機関との連携や相談に関する情報は、相談援助業務を適正に遂行するために、実施機関が関係機関の協力を得て収集した情報である。関係機関から協力を得るためには、信頼関係を構築・維持することが必要であるが、仮に、関係機関との連携や相談に関する情報を審査請求人に開示すると、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、率直な意見を実施機関に提供することを控えることも十分に想定されることから、相談援助業務の実施に必要な情報の収集ができなくなり、その適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、関係機関からの相談内容やその対応と手法、それに関わる連絡調

整に関する情報が記載されている部分は条例第 17 条第 6 号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

他方、別表 4 記載の情報については、いずれも条例第 17 条第 6 号に該当しないため、開示することが妥当である。

(5) 裁量的開示の主張について

審査請求人は、支援が効果的になされるために、審査請求人に関する不開示部分について条例第 19 条に基づく裁量的開示を求める主張をする。

しかし、当該不開示部分は、条例第 17 条所定の不開示情報に該当し、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要があるとは認められない。

したがって、審査請求人の裁量的開示の主張は認められない。

(6) 理由の提示について

ア 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に対する諾否の決定をし、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない（条例第 27 条第 1 項、第 3 項）、当該諾否の決定において、開示請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を合わせて通知しなければならないとされている（同条第 4 項。いわゆる「理由の提示」）。

一般に、法が行政処分に理由を提示すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、提示すべき理由をどの程度記載しなければならないかは、処分の性質と理由の提示を命じた各法律の規定の趣旨、目的に照らしてこれを判断すべきであって、その求められている趣旨にかなった理由の提示がなされていない場合には、その行政処分は、手続上の瑕疵がある処分として取消しを免れないものと解すべきである（最高裁判所昭和 38 年 5 月 31 日第二小法廷判決、昭和 60 年 1 月 22 日第三小法廷判決参照）。以上の理は、条例が理由の提示を命じた場合も同様である。

条例の目的は市の保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、市民の基本的人権を擁護することにあるから（条例第 1 条）、条例第 27 条第 4 項の趣旨は、不開示の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与えることにあると解される。

このような趣旨からすれば、条例第 27 条第 4 項が定める理由の提示は、開示請求者において、条例第 17 条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度のものでなければならないと考えられる。

理由付記（理由の提示）の程度について、「東京都公文書の開示等に関する条例」（現東京都情報公開条例）事件に係る最高裁平成 4 年判決も、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得

るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」との判断を示している。

以上を踏まえ、本件処分における理由の提示の妥当性を検討する。

イ 実施機関は、本件処分における「承諾することが出来ない部分及び理由」及び追加説明書において、根拠条文に加え、条例第17条第1号該当部分については「個人の評価や指導・相談等に関する情報で、障害支援に関する所見が記載されており、開示することにより今後の高齢・障害課の指導・相談等に影響が生じる恐れがあるため」などとし、同条第6号該当部分については「高齢・障害課の業務の性質上、相談援助業務の手法にかかわる内容であり、また、開示されることで関係機関の今後の協力が得られなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」などとして、当該情報の性質に当てはめて具体的に根拠が記載されている。条例第17条第3号該当部分については、実施機関は本件処分時に条文引用が不正確ながらも審査請求人以外の個人識別情報であるとの根拠は記載している。

以上のような実施機関による理由の提示は、開示請求者において、条例第17条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度のものであるといえる。

したがって、本件処分時に理由の提示があった情報については、条例第27条第4項に定める理由の提示があったものと認められる。

ウ ところで、審査請求人は理由付記の重要性からすれば、事後的にその理由を変更したり追加することは許されるべきではないと主張する。

しかしながら、条例第27条第4項が定める理由提示の目的は、不開示の理由を具体的に記載して通知させること自体をもってひとまず実現されるところ、条例の規定をみても、理由提示の定めが、前記趣旨を超えて、一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を事後的に主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はないとみるのが相当である（最高裁判所平成11年11月19日第二小法廷判決参照）。また、本件では、審査請求人は追加説明書を受領したことにより、不開示理由を了知しえたものといえ、それに対する反論の機会が付与されていることから、不開示理由の事後的な追加・変更は許されるものと考ええる。

以上の次第で、前記1の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 板 垣 勝 彦

委員 田 所 美 佳

委員 本 間 春 代

委員 吉 岡 郁 美

別表 1 誤記

ページ番号	「承諾することが出来ない部分及び理由」欄の表記	正しい表記
3	6 P 1行目～2行目 4行目～18行目 19行目～21行目 23行目～34行目 35行目～37行目 38行目～42行目	6 P 1行目～3行目 4行目～18行目 19行目～22行目 23行目～34行目 35行目～37行目 38行目～42行目
5	3 1 P 15行目～27行目 28行目～31行目 35行目～44行目	3 1 P 15行目～27行目 28行目～31行目 37行目～44行目

別表 2

実施機関が本件処分において条例第 17 条第 1 号に該当するとした不開示部分のうち、同号に該当しない部分

番号	ページ番号	該当部分	審査会の判断
1	3	21行目から27行目	不開示（6号）
2	23	7行目から8行目9文字目まで	開示
3	32	5行目から7行目	不開示（3号）
4	35	5行目から7行目32文字目まで	開示
5	37	36行目から39行目	開示
6	相談票6頁	26行目から32行目	不開示（6号）
7	一般精神保健相談10頁	14行目から15行目	不開示（6号）
8	同11頁	7行目	不開示（6号）
9	同11頁	10行目	不開示（6号）

別表3

実施機関が本件処分において条例第17条第3号に該当するとした不開示部分のうち、同号ウに該当する部分

番号	ページ番号	該当部分	審査会の判断
1	3	1行目7文字目から14文字目まで	開示（3号ウ該当）
2	3	28行目6文字目から13文字目まで	開示（3号ウ該当）
3	4	1行目7文字目から14文字目まで	開示（3号ウ該当）
4	4	8行目14文字目から21文字目まで	開示（3号ウ該当）

別表 4

実施機関が本件処分において条例第 17 条第 6 号に該当するとした不開示部分のうち、同号に該当しない部分

番号	ページ番号	該当部分	審査会の判断
1	1	2行目27文字目から33文字目まで	開示
2	6	22行目	開示
3	11	21行目28文字目から34文字目まで	開示
4	26	36行目	開示
5	31	19行目3文字目から9文字目まで	開示
6	37	32行目	開示